

令和3年度

財政援助団体監査報告書

社会福祉法人 狛江市社会福祉協議会

福祉保健部 福祉政策課

狛江市監査委員

令和3年度財政援助団体監査報告書

第1 監査の種類

地方自治法第199条第7項の規定による監査

第2 監査の対象

団体 社会福祉法人 狛江市社会福祉協議会
所管課 福祉保健部 福祉政策課

第3 監査の範囲

令和2年度及び令和3年4月1日から9月30日までの補助金の執行状況等

第4 監査の期間

令和3年9月10日から12月23日まで
[監査の実施日：令和3年11月17日]

第5 監査の着眼点及び実施内容

監査にあたっては、狛江市監査基準に準拠し、財政援助団体及び所管課において、当該財政援助に係る出納その他の事務の執行が当該財政援助等の目的に沿って行われているか等、次の事項を主眼に、提出書類、関係帳票類の確認並びに関係職員からの説明を聴取するとともに、現地を实査することにより実施した。

1 所管課

- (1) 補助金の目的、基準は規則等により明確に定められているか。
- (2) 補助金の交付目的及び補助対象事業の内容は明確か。
- (3) 補助金の額の算定、交付手続及び交付時期等は適正か。
- (4) 補助金の効果、執行状況については実績報告書でなされているか、また、その審査は適正か。
- (5) 補助金の交付団体への指導監督は適切に行われているか。

2 財政援助団体

- (1) 補助事業は、目的に沿って適正かつ効率的に執行されているか。
- (2) 補助金に係る収支の会計処理は適正に行われているか。
- (3) 補助金に係る出納関係帳票の整理、記帳は適正に行われているか、また、領収書等の証拠書類の整備、保存は適正か。
- (4) 実績報告書と決算に係る計算書類の金額等は符合しているか。

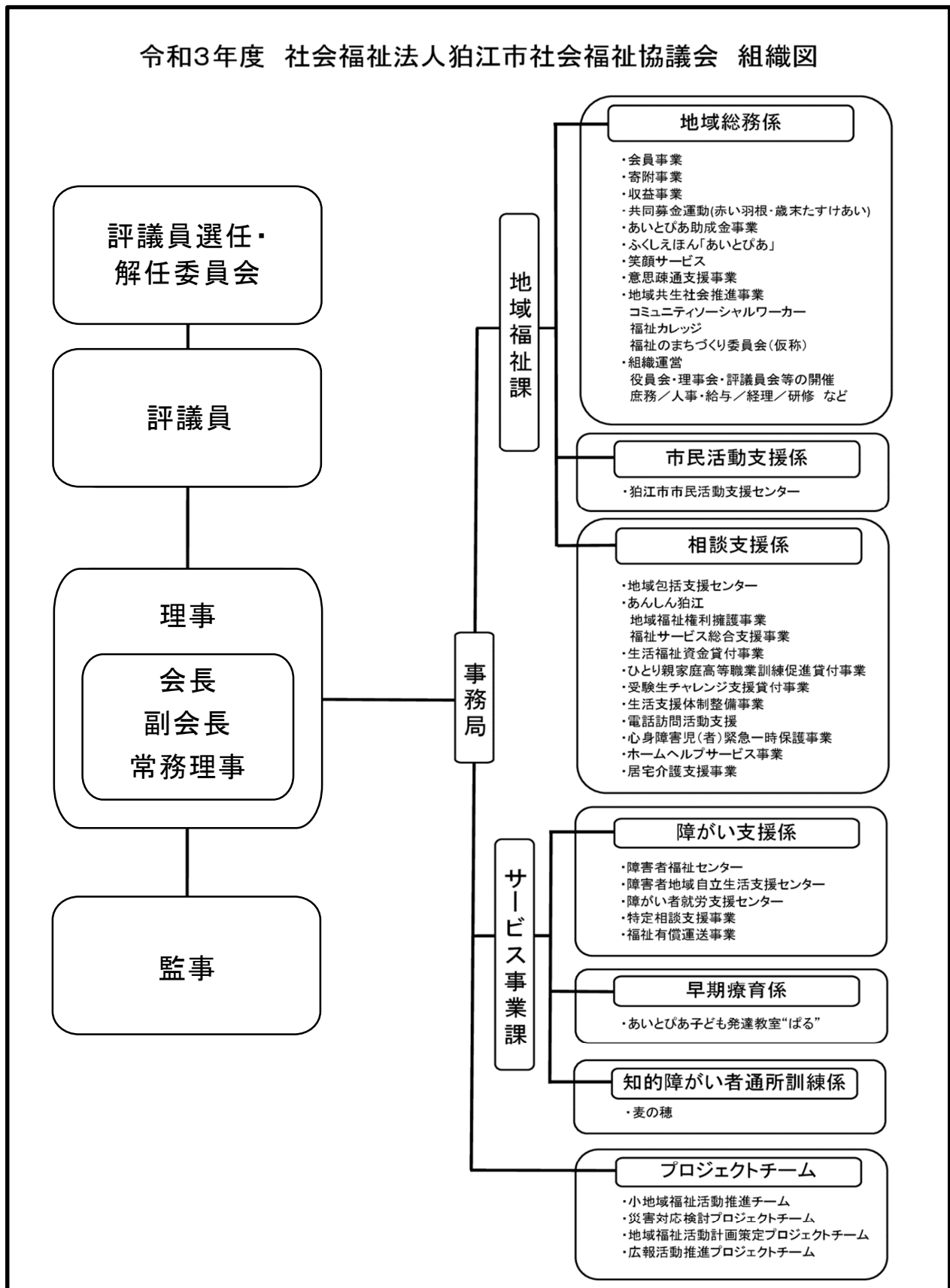
第6 団体の概要

- 1 名称 社会福祉法人 狛江市社会福祉協議会
- 2 設立 昭和45年5月22日
昭和49年12月4日社会福祉法人認可
- 3 所在地 東京都狛江市元和泉二丁目35番1号
- 4 目的
東京都狛江市における社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化により、地域福祉の推進を図ることを目的とする。
- 5 事業内容
 - (1) 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
 - (2) 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
 - (3) 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
 - (4) (1)から(3)までに掲げるもののほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業
 - (5) 保健医療、教育その他の社会福祉と関連する事業との連絡
 - (6) 共同募金事業への協力
 - (7) 老人居宅介護等事業の経営
 - (8) 福祉サービス利用援助事業の経営
 - (9) 生活福祉資金貸付相談事業
 - (10) 受験生チャレンジ支援貸付事業
 - (11) 障害福祉サービス事業の経営
 - (12) 移動支援事業の経営
 - (13) 特定相談支援事業の経営
 - (14) 障害児通所支援事業の経営
 - (15) 障害児相談支援事業の経営
 - (16) 生活支援体制整備事業
 - (17) その他この法人の目的達成のため必要な事業
- 6 役員等

会 長	1人
副 会 長	2人
常務理事	1人
理 事	7人
評 議 員	16人
監 事	2人

7 組織

狛江市社会福祉協議会は役員等 29 名、職員 103 名（事務局長 1 名等）で構成されている。



8 市との関係

地域福祉の充実を図るため、行政と連携して福祉活動の推進に取り組む社会福祉法人狛江市社会福祉協議会に対して、狛江市補助金等交付規則、社会福祉法人狛江市社会福祉協議会補助金交付要綱及び狛江市福祉有償運送事業補助金交付要綱等に基づき補助をしている。

9 狛江市社会福祉協議会補助金の状況（福祉政策課所管分）

（単位：円）

	令和2年度	令和3年度
社会福祉協議会運営事業	71,162,000	70,207,000
電話訪問サービス事業	171,890	277,000
在宅福祉サービス事業	17,025,574	20,977,000
福祉有償運送事業	—	9,015,000
交付確定（決定）額	88,359,464	100,476,000

※令和3年度分は、交付決定額

第7 監査の結果

社会福祉法人狛江市社会福祉協議会及び福祉保健部福祉政策課において、補助対象事業に係る出納その他の事務の執行について、提出資料、関係帳票類の確認並びに関係職員からの説明を聴取して監査を実施した。その結果を以下に述べる。

社会福祉法人狛江市社会福祉協議会（以下「社会福祉協議会」という。）は、社会福祉法第109条に規定されている「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」であり、営利を目的としない民間組織である。昭和45年5月22日に任意団体として設立され、昭和49年12月4日に社会福祉法人として認可された。

社会福祉協議会は、社会福祉を目的とする事業の企画及び実施、社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助、社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成等、地域福祉の推進を図ることを目的として幅広い活動を行っているところである。

社会が複雑化していく中、社会福祉協議会に求められる役割はますます増大している状況であるが、今後とも、社会福祉協議会の基本理念《「であい・ふれあい・ささえあい」のまち、一人ひとりが主役になるまち、誰もが安心して暮らせるまち》のもと、狛江市民が住み慣れたまちで安心して暮らしていくことができるよう、引き続き、市、地域の社会福祉事業経営者、福祉活動を行う方々等との連携を図りながら、地域福祉の推進に努めていただきたい。

なお、社会福祉協議会及び福祉保健部福祉政策課については、以上のとおり監査した限りにおいて、当該財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が当該財政的援助等の目的に沿って行われているものと認められるものの、一部において改善、検討すべき事項が見受けられた。以下、改善、検討を要する事項を述べる。

1 補助金交付要綱について

社会福祉法人狛江市社会福祉協議会補助金交付要綱において、補助対象経費として掲げられている「ボランティアのまちづくり事業」及び「福祉教育推進事業」については、平成28年4月に設置された狛江市市民活動支援センターの指定管理業務として事業実施されているとのことであった。そのことから、補助対象事業では無くなっているとのことから、実態に即した要綱に改められたい。

2 事業実績報告書について

令和2年度事業実績報告書において、補助金等交付額欄に実績報告額が記載されていた。本来であれば、実績報告を受け、市が事業内容を審査後に最終の補助金額が確定されるものであることから、補助金の運用に則した記載内容に改められたい。

3 事務処理について

社会福祉協議会において、提出を受けた令和2年度決算報告書及び貸借対照表の記載に一部誤りが見受けられたことから、適切な事務処理に努められたい。

4 寄附金について

社会福祉協議会において、主な収入の一つに寄附金収入がある。寄附者については社協だよりに掲載しているとのことであったが、その後の寄附の用途については、現在、周知等していないとのことであった。核家族化が進んでいる中、寄附の用途についても周知することにより、必要性・重要性等が認知され寄附による支えあう意識の醸成にもつながっていくと考えられる。このことから、より効果的な周知方法等について、今後検討されたい。